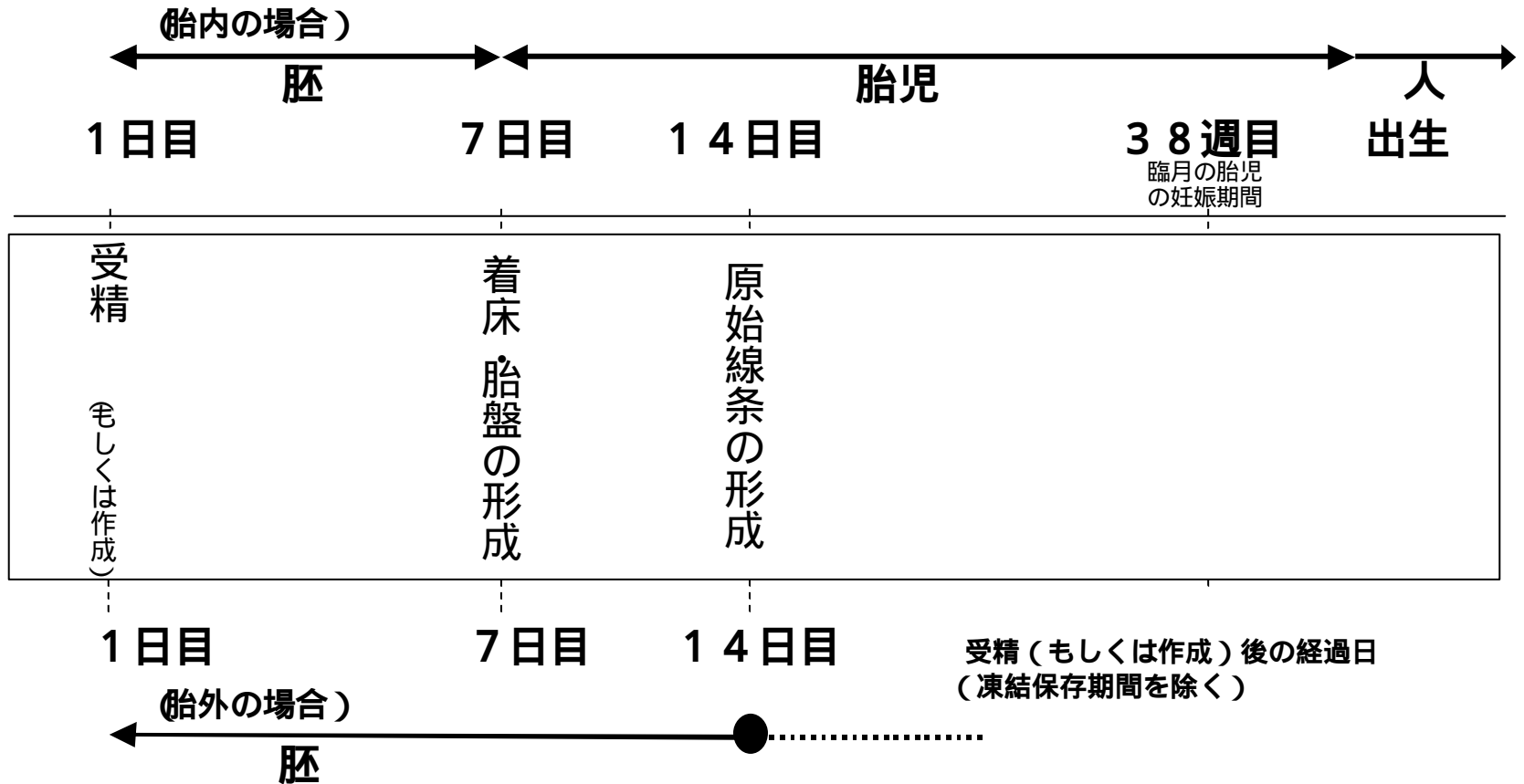


参考資料 2. 受精から出生に至る過程と報告書で取扱う「胚」の定義



クローン技術規制法の定義において「胚」は、胎盤の形成を開始する前のもの、胎児は胎盤の形成の開始以降のものとされるが、胎外にあって胎盤を形成しない限り、発生の過程が進んでも「胚」として扱われるため、その取扱い期間を原始線条の形成前までに限定すべきである。